

コンタクトレンズ検査料について

当病院のコンタクトレンズに係る診療を行う科は「眼科」です。

なお、コンタクトレンズ検査を含む診療に係る費用等の詳細は次のとおりです。



診察料の保険点数

初診の場合（初診料） 2 9 1 点

再診の場合（外来診療料） 7 6 点



コンタクトレンズ検査の区分

コンタクトレンズ検査料 1 2 0 0 点



診療を担当する医師の氏名（眼科診療経験）

飯高 佑介（9年以上）

- ・年齢が6歳未満の場合は、診察料の保険点数に初診の場合は75点、再診の場合は38点が加算されます。
- ・初診の場合で眼科以外の診療科を最初に受診し、その後同日中に眼科を受診した際の初診料は146点です。（例：初診で最初に内科を受診し、その次に眼科を受診した場合など）また、再診の場合で、眼科以外の診療科を受診し、その後同日中に眼科を受診した際の再診料は38点です。
- ・当病院または太田西ノ内病院において、過去にコンタクトレンズ検査を実施されている場合は受診時にお申し出下さい。診察料の保険点数が再診扱いとなる場合があります。
- ・コンタクトレンズに係る診療についてご不明な点等がございましたら、眼科外来スタッフまたはフロント係員までお申し出下さい。

2025年10月

一般財団法人太田綜合病院附属太田熱海病院